

## アラブ首長国における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	外資マジョリティ規制	・外資規制があり、当国への事業投資に際し、出資マジョリティをとれない問題がある。 (継続)	・規制撤廃を望む。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	原産地証明の必要	・2003年1月1日、GCC(湾岸協力会議)諸国(UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6カ国)の産業保護育成のため、政府の発行する原産地証明が必要。 (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
	時計協	(2)	税関での水際取締にかかると問題点	・UAEは中近東におけるハブ港である。税関検査は、UAE国内貨物のみしか行なわれない。	・トランジット貨物を含めた差止めを望む。	
14 税制	日機輸	(1)	VAT賦課の可能性	・VAT賦課が開始される可能性があるという情報が入っている。VATが課されればドバイストックヤードからUAE 国内に出荷する貨物、業者委託費用等に税金が課されることになり、大きな負担となる。	・VAT賦課に関する動きを注視のうえ、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。	
	日機輸	(2)	免税(関税)の許認可取得リスク	・国営企業との契約において、免税の是非を決定する経済省(Ministry of Economy)の許認可取得リスクを入札者側が負っている。	・国営企業側が許認可取得リスクを負うことを望む。	
16 雇用	日機輸	(1)	現地人雇用義務	・給与等処遇水準の高い当国民の民間企業における雇用義務に起因する採算面および運営面での問題がある。 (継続)	・義務撤廃、給与格差補填、高等教育拡充等を望む。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	模倣品処理費用の負担	・偽造品、模造品の撲滅に向けた取組みを行っているが、没収した偽造品の保管、輸送、破棄費用が負担となっている。 (継続)	・知的財産権執行法令強化。 ・税関取締り強化。 ・偽造品輸入差止手続導入、簡素化。 ・正規輸入者に対する没収偽造品の関連費用負担軽減。	・ACTA-模倣品・海賊版拡散防止条約(2010年10月)
	時計協	(2)	不正・不良輸入業者の常習犯化	・差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性が有る。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASOなどの必要書類添付の upstream をしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。	・税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。 ・密輸を防止してほしい。	・商標法 ・意匠法 ・通関手続き ・国境管理
	時計協 時計協	(3)	商標権取得にかかる費用全般の問題点	・UAEの商標オフィシャルフィーが2015年5月より大幅値上げされ、登録料 US\$2,720、更新料 US\$2,720となったが、他国と比較し高すぎる。 ・UAEの領事館認証費用(委任状認証1件当り12万円)が他国の同費用に比較し格段に高すぎる。	・商標オフィシャルフィーの引き下げを望む。 ・領事館認証費用の引き下げ。	
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	公布時期、内容が不明確な危険物質規則	・2016年初公布、2017年施行といったプランで2015年にTBT通報された。 2015年12月に最終案が現地で紹介されたいが、その後の公布が確認できていない。 (継続)	・公布が予定よりも遅れるのであれば、施行時期を遅らせていただきたい。	・G/TBT/N/ARE/265 <a href="https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/ARE/15_3008_00_e.pdf">https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/ARE/15_3008_00_e.pdf</a>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
22	日機輸			<p>・欧州RoHSを概ねコピーした内容となっているが、欧州RoHSにはない製品登録が意図されていることや、適合性評価に関する技術文書の内容と提出に関する運用が法案の条項間で不整合があるなど、不明確な点が存在する。このため、移行期間内に適切な準備ができるかどうか懸念がある。 (継続)</p> <p>(参考) ・Cabinet Resolution No. 10, 2017については、下記URLのLaw and Legislaton一覧の「UAE regulation to control hazardous materials in electrical and electronic devices」を参照。 <a href="http://www.esma.gov.ae/en-us/ESMA/Pages/Laws-and-Legislations.aspx">http://www.esma.gov.ae/en-us/ESMA/Pages/Laws-and-Legislations.aspx</a></p>	<p>・具体的な内容を適切に規定して頂きたい。 ・法規制対応の準備のため、十分な事前情報の提供と移行期間の設定をお願いしたい。</p>	<p>・Cabinet Resolution No. 10, 2017</p>	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	<p>許認可取得リスクの負担 (継続)</p>	<p>・国営企業TRANSCOとの契約において税制を含む法令変更リスクを契約者側が負う契約形態を強いられている。 (継続)</p>	<p>・国営企業側が税制を含む法令変更リスクを負うことを望む。</p>	
			(2)	<p>コントラクターライセンス制度の下での事業継承とライセンス取得の困難 (継続)</p>	<p>・当地DEDによるContractor Classificationは、日本商社の業容にはそぐわずContractor licenseの取得が困難。商社をContractorとして認め得るような登録カテゴリーそのものが無い。 (継続)</p>	<p>・LicenseやClassificationの問題に縛られずに日本商社がMAIN CONTRACTORとしてWorkできる様な規制の運用を望む。</p>	
			(3)	<p>CICPAの運用改善 (継続)</p>	<p>・アブダビ内の発電所に立ち入るためにはCICPAからのパス発行が必要になるが、発行までに非常に時間がかかる。(ミッションビザでの入国後3-4営業日) (継続)</p>	<p>・発行期間の短縮を望む。</p>	